

議案第35号

専決処分の承認を求めることについて  
(二宮町税条例の一部を改正する条例)

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成30年6月1日提出

二宮町長 村田 邦子

30専 第 1 号

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

二宮町税条例の一部を改正する条例  
(別紙のとおり)

平成30年3月31日

二宮町長 村田 邦子

理 由

地方税法の一部を改正する法律が、平成30年3月28日に可決され、平成30年3月31日  
公布、平成30年4月1日施行されるため、本町としても公布の日から二宮町税条例の一  
部を改正する条例を施行したいが、急を要し議会を召集する時間的余裕がないため。

## 二宮町税条例の一部を改正する条例

二宮町税条例（昭和50年二宮町条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第8項の見出し中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改め、同項中「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第18条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条第1項」に、「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

- 2 改正後の二宮町税条例附則第8項の規定は、平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税について適用し、平成29年度までの固定資産税については、なお従前の例による。

二宮町税条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則 1～7 (略) (平成30年度から32年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税の経過措置)</p> <p>8 <u>地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)附則第22条第1項の規定に基づき、平成30年度から32年度までの各年度分の固定資産税について、法附則第18条の3の規定は、適用しない。</u></p>	<p>附 則 1～7 (略) (平成27年度から平成29年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税の経過措置)</p> <p>8 <u>地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)附則第18条第1項の規定に基づき、平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税について、法附則第18条の3の規定は、適用しない。</u></p>